

柱8 学び続ける教職員

■ 目標指標

	指標	基準値	目標値 (令和7年度)
31	基本研修を受講した教員による研修に対する評価 (最高値 4.0) 基本研修：経験年数に応じた教職員の資質・能力の向上を目的とし、必ず受講する研修 対象：初任者・1年経験者・2年経験者・5年経験者・中堅教諭（9年～11年経験者） *基本研修受講者アンケート	3.76 (令和元年度)	3.80
32	選択研修を受講した教員による研修に対する評価 (最高値 4.0) 選択研修：各教科や各領域の指導力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に応じた内容で、教職員が自主的に受講する研修 *選択研修受講者アンケート	3.63 (令和元年度)	3.70
33	基本研修の校内研修において、OJTに関わった教員の割合 基本研修の受講者が在籍する学校の教員数のうち、当該受講者が基本研修の一環として校内で他の教員とペア、グループ等を組み授業を参観し合う等、研修内容の還元を図った人数の割合 *基本研修年間報告書	41.8% (令和2年度)	50.0%
34	時間外在校等時間が月45時間の範囲内となっている市立学校教育職員の割合（11月） *教員の働き方改革にかかる状況調査（神奈川県）	60.2% (令和2年度)	100.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策 20 教職員の資質・能力の向上

1 現状と課題

本市では、教職員の年齢構成や教育課題の多様化などにより、研修成果の学校内での還元、活用が課題となっています。研修方法を常に見直し、学力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に対応した研修を充実させ、教職員の力を高めていく必要があります。

教育課題は時代と地域により変わっていきます。これらに対応するには、教育課題等に対する知見のアップデートが必要です。

2 事業

事業 116	教職員の研修（教育研究所）
概要	<p>教員育成指標に基づき、優れた人材を育成する教職員研修の仕組みと内容を構築します。教職員を育成する研修体系を毎年度見直し、校内OJTの促進や校外研修の充実を図り、学力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に応じた内容にします。</p> <p>また、学校長の依頼に応じて、指導主事が学校を訪問し、校内研修が活性化するための研修、個々の教職員に対する研修など、総合的な指導・助言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 基本研修（経験に応じた研修）の実施○ 職能研修（職に応じた研修）の実施○ 選択研修（教科領域・教育課題等の研修）の実施○ OJTの推進○ 校内研修ファシリテーションの実施○ サポート研修の実施

事業 117	経験の浅い教職員等の研修（教育研究所）
概要	<p>教科指導力の向上を図るため、授業づくりの視点を中心にした研修を実施します。</p> <p>また、教員の養成から育成へのつながりという視点を持ち、採用前研修として「よこすか教師塾」を実施し、本市で教員になりたいという強い意志を持った方たちを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none">○ スキルアップ研修講座の実施○ パワーアップ研修講座の実施○ よこすか教師塾の実施

事業 118	教育研究所におけるカリキュラムセンター機能の充実（教育研究所）
概要	教員の教育に対する知識を広げ、授業づくりや学校教育の質の向上を図ることを目的に、教育資料および情報の収集、提供に努め、カリキュラムセンターとしての機能の充実を図ります。

事業 119	教育研究所における理科センター機能の充実（教育研究所）
概要	理科教育に関する児童生徒への指導方法の改善と向上を図ることを目的に、教育研究所理科実験室を使って教員への研修や情報の提供を行います。

事業 120	学校および研究会の研究に対する支援（教育指導課）
概要	学校および研究会の主体的な研究を助成し、研究を通じて、教員一人一人の資質や指導力を向上させることを目指します。



初任者研修（授業研究）の様子



中堅教諭等資質向上研修の様子

施策 21 教職員の働き方改革の推進

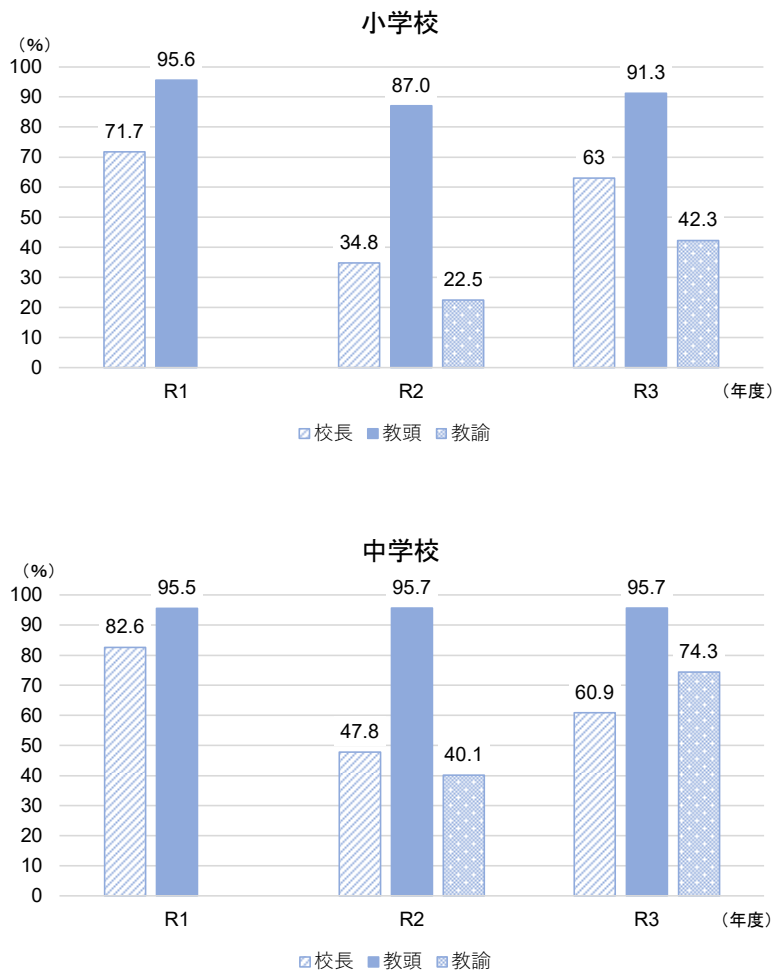
1 現状と課題

本市の教職員の多くが、多岐にわたるさまざまな業務を行わなくてはならない環境にあり、勤務時間を超えての長時間勤務となっている実態があります。

教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員一人一人が日々の生活の質を高め、人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行することが、質の高い教育活動を実現させるためには重要です。

そのためにも、引き続き学校と教育委員会が一体となり、学校等の現状を踏まえた教職員の働き方改革に係る具体的な取り組みの検討と実施を進めていくことが必要です。また、教職員一人一人の意識の向上を図ることや、教職員の働き方改革に係る取り組みや検討状況を地域や保護者に周知することにより、理解や協力を求めていくことも必要です。

【時間外在校等時間が 45 時間を超えた教育職員の割合（毎年度 6 月）】



※令和元年度は、校長、教頭のみ把握

出典：横須賀市教育政策課資料

2 事業

事業 121	教職員の働き方改革の推進（教育政策課 教職員課）
概要	<p>教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育活動の実現を図るため、タイムマネジメントに係る研修の充実や中学校部活動の在り方の検討など、教職員の働き方改革への意識向上に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、共同学校事務室において、教職員間の適切な業務の連携・分担のもと、学校事務職員の事務処理の時間削減につながる取り組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会と学校関係者による教職員の働き方改革推進会議の実施 ○ 教職員および地域・保護者への理解促進と啓発 ○ 学校閉庁日の設定 ○ 共同学校事務室の推進
事業 122	メンタルヘルスチェックの実施（教職員課）
概要	<p>教職員自身が抱えているストレスへの気付きを促し、その対処への支援や職場環境の改善につなげ、教育に対する情熱を欠かすことなく、子どもと向き合える健全な精神を保持できるようにします。</p>
事業 123	校務の情報化推進（教育研究所（教育情報担当））
概要	<p>教職員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるようにするため、校務支援システムの活用を推進します。</p>
事業 124	学校運営の支援（支援教育課）
概要	<p>学校運営に係る諸問題の解決に向けて、学校長等の相談を受け、委託弁護士による学校法律相談を実施するなどして適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにします。</p>

～ 教職員の働き方改革の方針 ～

教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員一人一人が日々の生活の質を高め、人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行することで、質の高い教育活動を実現することを目的とした方針です。

規則に基づく教職員の時間外在校等時間の減少や、タイムマネジメントとワーク・ライフ・バランスへの意識向上に向けた取り組みを定め、教職員の働き方改革を推進することとしています。